

「言論の自由を守る砦」に関する国民の権利と議論すべき論点

送り手側の権利

1 表現の自由 (※1)

- ・ 言論・出版の自由
- ・ 報道・放送の自由
- ・ 取材の自由 等

2 検閲の禁止、通信の秘密

受け手側の権利

知る権利 (※2)

- ・ 各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつこと

<議論の深化①における論点>

<論点1>

放送事業者による報道・表現の自由を守る(公権力による介入を防ぐ/必要とさせない)取組は十分行われているか。

<論点2>

BPOは(放送事業者による報道・表現の自由を守る(公権力による介入を防ぐ/必要とさせない)ための)自主的規制機関として十分に機能しているか。

<論点3>

通信分野における報道・表現の自由を守る取組は十分行われているか。

(※1) ここでいう「表現」には、いわゆるマスメディアのみならず、市民メディアやブログなど国民一般による表現を広く含む。

(※2) 「各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、(略)右規定(憲法第21条第1項:表現の自由の保障)の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである」(最大判平成元・3・8 法廷メモ訴訟事件)

参考:「言論の自由を守る砦」について

(フォーラム会合等における原口大臣発言より)

- 「言論の自由を守る砦」とは、言論・情報の多元性・多様性を確保するために、「言論・表現の自由」を政治や行政といった「公権力」から守るもの。
- 「言論・表現の自由」は、放送や報道の内容について自由に表現・発信する権利のみならず、安全・健全な環境において、情報を自由に取り捨選択する権利、情報に等しくアクセスする権利及び情報教育を受ける権利等がしっかりと保障されてこそ成り立つもの。
- 「言論の自由を守る砦」は、放送分野だけの話ではなく、通信分野においても情報を自由に表現・発信するとともに、安全・健全な環境において自由に取り捨選択し、アクセスする権利を保障するもの。
- 言論・表現の自由はジャーナリストだけの自由ではなく、国民全体の自由と捉えるべき。

<論点1>

放送事業者による報道・表現の自由を守る(公権力による介入を防ぐ/必要とさせない)取組は十分行われているか。

<構成員等の意見>

1. コンプライアンス

- 規制を強化されないために、きちんとしたコンプライアンスを実行すべき。
- 放送事業者のコンプライアンスの取組が広がって以降も、依然として番組問題は減っていない。
- 番組審議会は形骸化しているとの批判がある。健全化していく仕掛けが必要。
- 誤った報道があった際、番組の真実性に関する検証過程や結果の明確化に対して消極的。
- 一部の放送局では、放送倫理の遵守体制を監視する等のために外部委員で構成されるオンブズマン制度を社内に導入しており、参考となるのではないか。

2. 視聴者対応

- 視聴者の声を放送事業者に伝える手段が不明確・不親切(例:放送局HPの意見投稿ページ)であり、処理プロセスも不透明。
- 偏った世論が形成されないように、事実が正確に報道されるための対策が必要。

3. メディアリテラシー向上への取組

- 砦をつくるために最も必要なのは、賢い視聴者を育てること(メディアリテラシー)。賢い視聴者が育てば、わざわざ組織としての砦をつくる必要はなくなる。
- 北欧で行われているような視聴者参加のオンブズマン制度等の導入を通じて、メディアリテラシーの向上を図ってはどうか。
- 放送事業者の責務として、視聴者のメディアリテラシー向上への取組が必要。

<論点2>

BPOは(放送事業者による報道・表現の自由を守る(公権力による介入を防ぐ/必要とさせない)ための)自主的規制機関として十分に機能しているか。

<構成員等の意見>

1. 活動内容等の周知

- BPOが果たしている役割は大きいと思うが、その実態はわかりにくい。
- 視聴者・国民に対して、BPOの存在や取組の周知が不十分。
- 自主的な改善を助けるというBPOの役割が理解されない。

2. プロセスの透明化

- BPOへ寄せられた意見等がどのように処理・活用されているのかが不透明。

3. 機能強化

- BPOの決定に対して放送事業者がきちんと自主的対応をしないことが問題。
- これまでBPOがカバーできていない問題も含めて幅広く扱うべき。
- 報道被害者への対応について、BPOでできることと司法的救済との役割分担が必要。
- 放送事業者が真実性を明らかにするプロセスを厳しく検証すべき。
- 番組の質的向上にとってBPOの取組は意義が大きい。
- BPOを活用して報道・表現の自由を守っていくことが適切。

<論点3>

通信分野における報道・表現の自由を守る取組は十分行われているか。

<構成員等の意見>

違法・有害情報への対応

- 表現の自由、通信の秘密を脅かしかねない法規制、技術的対策、条例改正（自治体）等への対応が必要。
- 人権侵害への対応を強化すべき。（ただし行政の介入は避けるべき。）
- 国（公権力）がフィルタリング事業に介入する事態が懸念される。
- 民間の自主的な違法・有害情報対策を促す環境整備が重要。
- イノベーションに伴うチャレンジに対する適切なルールづくりが必要。